



何のための働き方改革か

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼安倍内閣は「働き方改革は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジ」と位置付け、「多様な働き方を可能とする」とともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場・視点で取り組んでいきます」としています。ここに宣言されていることが、

現在国会に提出されて審議されている関連法案によって本当に実現できるのでしょうか。

▼「働く人の視点に立った」実行計画作成のために、安倍首相自らが議長になり、労働界産業界のトップと有識者による「働き方改革実現会議」が設置されました。「働く人の実態をもっともよく知っているメンバーの合意形成であることを誇っています。しかし、労働組合の組織率は2割程度まで低下しています。こうした代表者が非正規労働者や中小企業の未組織労働者の実態を正確に把握しているとは思えません。現場を知っているという意味では労働基準監督官の方がはるかに客観的に実情を把握しているでしょう。」

▼厚生労働省は5月15日に、裁量労働制に関する調査で異常値が見つかった問題で精査結果を公表しました。問題となった「労働時間

等総合調査」は、労働基準監督官が主業務である監督業務の傍ら全国の事業所を訪問して行ったものでした。厚生労働省は「調査手法が徹底していなかった」と釈明していますが、そもそもただでさえ人手不足で監督業務が滞りがちの監督官に最重要施策の根拠となる調査を上乘せすることが間違いです。

▼今回は根拠となるデータに数々の疑問が指摘された結果、裁量労働制については修正を行い、同一労働同一賃金や長時間労働是正をうたった法案は、与党多数の国会で成立することになるのでしょうか、労働基準法70年の「歴史的大改革」を掲げたにしてはまことにお粗末な結果といえます。

▼労働市場改革で思い起こされるのはドイツ

のシュレダー改革です。2005年に当時のシュレダー政権は、大胆な労働市場改革と社会保障改革を柱とする構造改革を実行に移しました。痛みを伴う改革の実行でシュレダー政権は退場することになりましたが、その成果は次のメルケル政権下でのドイツ経済の躍進をもたらしました。解雇規制を緩和し、生活保護期間を短縮する一方で、就業訓練制度を拡充する政策パッケージは、まさに労使双方が時代の変化に対応して新しい発展を享受できる社会への変革をもたらしたのです。既得権益に胡坐をかき、かくあるべき未来を大胆に描くことのできない小手先の改革では、日本経済再生の役には立たないでしょう。